

「外国ルーツ青少年の自立をささえる進路・キャリア支援事業」

公募についての Q&A

2023 年 1 月 4 日作成
(公財) 日本国際交流センター

* 公募にかかわる説明会での Q&A をまとめたものです。

◆対象となる活動・事業などについて

① 対象グループについて

Q：「外国ルーツの若者」には、技能実習生や特定技能、技人国などの外国人の若者も含まれますか。

A：メインとなるターゲット層は、日本で働いている親が呼び寄せた、外国人の親のもと日本で生まれたなど来日、滞日にかかわる背景が、「自己選択（責任・意思）」ではない若者となります。いわゆる留学生は、日本で勉強することを自ら選んでいる、技能実習生は日本で働くことを自ら選んでいるという背景がありますため、彼らをメインターゲットとする事業は対象外とみなされます。なお、年齢は、「概ね 15 歳から 30 歳まで」と要件を定めていますが、在留資格・国籍の要件は設けていません。

② 想定している成果の規模感について

Q：事業において採択する事業に対して想定している成果の規模感はどのようなものですか。

A：これまで高校生相当以上の外国ルーツの若者を対象とした事業・活動が極めて少ない（外国ルーツの若者が活用できる社会的リソースが少ない）という課題に取り組むこととなりますため、本事業の対象となる 3 年間、数として受益者を増やすことを目指すという想定はしていません。今回の事業では、足りない社会的リソースの開発：ヒト（支援の担い手、つながりなど）、モノ（プログラム・コンテンツなど）、カネ（資金）、情報、に重点をおき、その開発したリソースを効率的で効果的に活用して次のステップに向けてきちんと動ける、よりインパクトが作り出せる事業設計・戦略が期待されます。

◆公募資格・方法などについて

① 複数の団体による連携について

Q：規模の小さな NPO や日本語学校などと連携した事業を想定しています。この場合、コンソーシアムでなく、業務委託という形で連携を考えていますが、そのような場合に注意すべきことは何ですか。

A：2 団体以上が共同事業体（コンソーシアムを組む形）で行う場合は、幹事団体が構成団体と協議のうえ、誓約書及び関連する書類を取りまとめて提出する必要があります。また、その幹事団体が事業を管理・監督する立場となり、資金分配団体と資金提供契約を結ぶこととなります。

一方、単独で申請をする場合も、連携団体とそれぞれの活動において専門性を活かした業務委託

という協力も可能です。この場合は、業務委託契約（覚書）などの形で担う業務の内容、責務を明確にしておく必要があります。事業を円滑に遂行する上で効果的な方法を選択して連携を行うこととなりますが、いずれにおいても、事業を行う上での当該団体の役割、業務、連携・協力方法、資金管理（支払いルール）などをあらかじめ決めていただく必要があります。なお、事業を遂行する上で適切な役割、業務を担当できるのであれば、コンソーシアムの構成団体、業務委託先が株式会社であってもかまいません。

② 公募可能な団体について

Q：学校法人が助成金申請した事例はありますか。また、学校が申請をして、その学校に通っている生徒を支援対象者に含めることは可能ですか。

A：法人格は問わないので、その考え方から学校法人であっても申請可能です。ただし、休眠預金活用事業は、民間公益活動を対象としていますので、例えば、その法人が、公的な資金によって運営されている学校（公立学校など）である場合は対象外となりますが、私立学校法人は申請可能です。学校が申請対象となり、採択された場合、その学校に在籍している生徒を事業対象者とすることは可能です。

③ 行政の事業への参画について

Q：自治体などの行政が事業に参画することは可能ですか。

A：休眠預金活用事業の性格上、自治体などの行政が事業実施の主体となって申請することは認められません。一方、地域の NPO などの公益活動団体と連携する形で、地域での体制作りや、今後行政によって取り組む必要がある課題の分析・事業の設計などを考慮しつつ、事業の関係機関として取り組むことは認められます。ただし、その場合も、行政に人件費などの資金が流れるといったことは認められませので、行政が行う事業と、民間と連携した事業との資金面での運用を厳密にさせていただく必要があります。個別の事業の設計・戦略によって行政との連携の仕方は異なってきますので、事前にご相談ください。

◆事業計画・資金計画について

① 従来事業の継続について

Q：現在行っている事業・活動を拡充する形の事業も対象となりますか。

A：現在行っている事業・活動が、外国ルーツの若者にかかわるものであることが前提です。現在の事業・活動が外国ルーツの若者の進路・キャリア形成にかかわるものであり、彼らのニーズを踏まえた場合、その継続が欠かせない場合においても、その活動から見えてきた課題や新たな問題・ニーズを考慮した、発展させていくような事業設計・戦略が含まれていることが求められます。もしくは外国ルーツの若者が主な対象ではなかったが、地域でまたは課題領域で支援を必要とする外国ルーツの若者が増えたことで彼らも支援したいため、新たに外国ルーツの若者を対象とした事業をスタートさせる場

合も、従来の手法を外国ルーツの若者により効果的に活用できる手法の開発という視点が含まれていることが求められます。

② 事業計画の変更について

Q：申請にあたって3年間の計画を立てますが、実行にあたっては、社会の状況が変わっていくなど環境変化がある中で、事業評価をしながら、計画を変えていくこともありうると思いますが、どのタイミングで計画を変更することができますか。また、次の計画を変えるということがあると思うが、その場合、2年目で変えるのか、変更はどのような感じでやっていくのか。また、当初想定していた事業に新たな活動を加えるなど、事業の対象となる活動を増やすことは可能ですか。

A：3年間事業期間中において、採択が決まった1年目に事前評価として事業を見直す機会があり、1年半が経過した時点で中間評価を行い、事業の実施状況、アウトカムの発現状況を踏まえて見直す機会があります。ただし、事業にかかわる環境が急変することもありえますし、地域に暮らす外国ルーツの若者の国籍、在留資格などの属性が変わるといったニーズの変化もありえますので、事業の評価タイミングとして想定している時期以外にも、ニーズ・環境変化、そしてアウトカムの発現状況を踏まえて事業計画を変更することについて柔軟に対応したいと考えています。また、その観点から、活動を増やす、逆に減らして集中させるといったことも可能です。その場合は、契約時に決まった助成上限額は変更できないため、自己資金又は民間資金を確保して事業規模を拡大する、または事業間の資金調整で当初の事業費内で行う、といった対応が必要となりますので、個別にご相談ください。なお、なるべく早い段階でご相談ください。

③ 受益者にかかわる経費の計上について

Q：支出が難しい経費として、体験プログラム等での参加者への支援金、交通費がありましたが、例えば、体験や見学などのプログラムを実施する場合、参加する学生の交通費は支出できないですか。

A：事業の一環として開催、実施する体験などのイベントに参加するために必要な交通費は、直接事業費として計上いただけます。一方、学生などに参加いただくためにお金を交付する、金券や物を渡すことはできません。例えば、見学に参加するために必要な交通費（実費）を支払うことは可能ですが、参加への謝礼の性格で交通費と見なした現金を渡すことはできません。個別のケースによって判断が難しいこともあるかと思しますので、個別にご相談ください。*「積算の手引き」8ページを参照

④ 対象者への奨学金の交付について

Q：受益者に直接現金を渡すことは認められないとのことですが、今回の事業では学びを継続するための奨学金などが対象事例として挙げられています。奨学金の交付は事業の対象として考えてよいですか。

A：経済的理由により高校、大学に進学ができない、または進学しても継続ができない場合など、学びをあきらめてしまうことがないように奨学金を交付することは、本事業でも想定可能です。ただし、本事業の助成金そのものを奨学金の交付にあてることは想定しておらず、寄付を集めるための広報費用、

奨学金の仕組み作りのための働きかけをするための人件費、交通費など奨学金プールを形成するための活動とそれにかかわる経費であれば対象となります。*「積算の手引き」8 ページを参照

◆事業評価について

①事前評価について

Q：事業採択後に、事前評価を実施するとしていますが、例えば、2023 年度の事業として実施したニーズ調査等のデータを事前評価のデータとして活用することは可能ですか。

A：事前評価のためにすべて新しいデータを取る必要はありません。同様の社会課題についてすでに取り組んでいる事業から得られたデータは、次の事業を設計する上で重要なエビデンス（根拠情報）となりますので、事前評価のデータとして活用いただけます。ただし、そのデータが古い、または調査対象者において、設定した設問において偏りがあるなど事業設計・戦略の妥当性のエビデンスとして活用できない性質のものであれば、それを補う形で調査し、データを整理、分析いただく必要があるかもしれないので、事前評価の設計の段階で別途ご相談いただくようお願いします。

②データの提出について

Q：事前評価を実施するとの話ですが、事業にかかわるデータ資料などは、いつ提出した方がよいですか。

A：事前評価は、事業が採択された後に、事業を実施するうえで、当初応募する段階での事業設計・戦略が妥当かどうかもう一度チェックする作業にあたりますので、正式に採択された後に点検・検証を行うために必要なデータを提出することをイメージしてください。一方、応募の段階で、これまでの事業、又は新たな課題・ニーズに対応するために設計した事業を裏付けるためのデータ・資料があれば、審査に参考となりますため、応募の段階で提出ください。

◆その他

①自己資金

Q：今回の事業では、自己資金は求められますか。

A：休眠預金等活用事業における通常枠（3年間）においては、自己資金又は民間資金が必要となります。なお、特例的に自己負担分を減じることは検討しますが、助成終了後の事業継続を見据えた出口戦略も考慮して、最終年度には 20%以上の自己資金又は民間資金（休眠預金等からの補助率は原則 80%以下）を確保いただくことが求められます。*「公募要領：共通版」（5～6 ページ）及び「積算の手引き」（5～6 ページ）を参照

②郵送が必要な書類について

Q：原本、押印必要な書類は郵送とのことだが、郵送の締め切りはいつになりますか。

A：2024 年 2 月 7 日の締め切り日の消印までは受領します。